

細浦・中央排水路管理用道路（村道 3257 号線）通行規制実施基準

東海村（建設部 下水道課）

1. 通行規制を行う区間

- 通行規制を行う区間は、村道 3257 号線のうち、「豊岡佐和停車場線」（県道 284 号）と接続する丁字路から、「細浦地区第一号用水機場」隣接の圃場内道路との交差点までの区間のうち、規制が必要な区間とする。

2. 通行規制（通行止め、通行注意警告等）を行う要件 …… 次のいずれかに該当する場合。

- ① 「東海村災害対策本部会議」または「東海村災害対策連絡会議」で通行規制を行うことが決定されたとき。
- ② 本村に「大雨警報」「大雨特別警報」が発表されたとき。
 - ⑤ 「大雨注意報」の段階では、現地や降水の状況、気象情報等を勘案して、規制実施の有無を検討。
- ③ 大雨等による本村道区間の冠水が著しく、その状況が長時間にわたって継続すると見込まれるとき。
- ④ 冠水による浸水深がおおむね 30 センチメートルに達する区間が確認または見込まれるとき。
 - ⑤ 歩行者や普通車（セダン）の通行が困難か、危険を及ぼす恐れがある浸水深・流速等が認められる場合は、規制を実施。
- ⑤ 水路擁壁等に異常な漏水・侵食等が確認された場合。
- ⑥ 「警戒レベル 4」相当情報の発表があり、「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線・台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。
 - ⑤ 規制開始の時間帯は、日没前の夕刻とすることを一つの目安とする。
- ⑦ その他、上記各要件に類似する有意な事象の発生または発生の恐れが予測され、村長の判断・指示があったとき。

3. 通行規制の方法

- 通行規制の区間の始点・終点の 2 か所の道路中央に A 型バリケードを設置する。
 - ⑤ 必要に応じて、規制効果を高めるための回転灯を設置。

4. 住民広報

- 本村公式ホームページ掲載と、公式 LINE での配信を行う。
- 必要に応じて、防災行政無線・随時通信、その他の公式 SNS（「Yahoo! 防災速報」、Facebook, Twitter）による配信を行う。

5. 情報の共有・提供

- 通行規制に関しては、建設部内各課のほか、村民生活部・防災原子力安全課、東海消防署、細浦排水機場（細浦機場管理委員会委員長あて電話連絡）と情報を共有するほか、必要に応じて、産業部（農業政策課）、細浦土地改良組合（組合長）、茨城県、ひたちなか警察署、報道機関等に情報提供を行う。

6. 制定・改定履歴等

① 付則（令和4年10月31日制定）

- この基準は、令和4年10月31日から適用する。

② 付則（令和4年12月14日改定）

- 「5. 情報の共有・提供」の項中、「細浦排水機場」について、“必要に応じて情報提供”の区分から変更し、“情報を共有”に区分し直すとともに、「（細浦機場管理委員会委員長あて電話連絡）」を加筆する。
- 必要に応じた情報提供先に「産業部（農業政策課）、細浦土地改良組合（組合長）」をそれぞれ追加する。